



お知らせ

※発行された会報は、マリーナのホームページからもご覧いただけます。

■年末年始の定休日について

年末年始にあたる令和7年12月29日（月）から令和8年1月3日（土）までは、柏崎マリーナの定休日とさせていただきます。

新年は1月4日（日）からの営業となりますので、よろしくお願いいたします。なお、年末年始は悪天候が続くことも多く、見回りも十分には行き届きませんので予めご了承ください。

■マリーナの利用料金の改定について

前回の会報でもお伝えしました通り、来年度からの利用料金改定の検討を進めているところです。

現段階では、来年度から割引制度の廃止は予定しておりますが、おもに保管料金をどの程度値上げするかにつきましては関係各所と協議中のため申し上げられる段階ではございません。

平成18年（2006年）以来、専用利用料の改定を先送りして参りましたが、昨今の運営経費増大の影響により、今後利用者の皆様に十分なサービスの提供ができなくなる恐れがあることから、今後段階的にでも料金改定を実施していく計画であります。

マリーナをご利用の皆様方に置かれましては、何卒事情をご賢察の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■キャッシュレス決済の導入について

マリーナをご利用の皆様の利便性向上を目的として、現在キャッシュレス決済の導入を検討中です。

これにより、現金以外にも以下の決済方法を予定しております。

- ・クレジットカード（Visa/Mastercard/JCB/AMEX など）
- ・QRコード決済（PayPay、楽天ペイ、d払いなど）

お会計がよりスムーズになり、ポイント還元などの特典もご利用いただけます。

今年度中には導入を予定しておりますので、利用者の皆様には時期が決まりましたら、会報やホームページ等で改めてお知らせいたします。

■「小型船舶操縦免許証」更新・失効講習会開催のご案内

柏崎マリーナでは小型船舶操縦免許をお持ちの皆様を対象に、更新・失効講習会を開催しています。

免許の有効期間は5年間で、期限までに講習を受講することにより免許を更新することができます。

通常、期限の1年前から更新手続きを行えることになっていますが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や自治体の移動制限等によって講習を受講できない場合、規定の手続きを行えば有効期限を過ぎても免許証が失効しない措置が取られています。ただ、実際に船長として船舶に乗り組む機会の多い方は、有効期限が切れる前になるべくお近くの会場で更新講習を受講することをお勧めいたします。

詳しい内容は、マリーナのホームページをご覧ください。かお電話にてお問い合わせ下さい。

【今後の講習日程】

令和7年12月7日（日）

令和8年3月8日（日）

【料 金】更新講習：10,000円（税込）

失効講習：17,000円（税込）

【時 間】午前9時受付開始（更新：約1.5時間、失効：約2.5時間）

掲示板

■船台のキャスターメンテナンスについて

これからの時期、マリナーではシーズン中に酷使した船台のキャスター（車輪）メンテナンスを毎年行なっております。作業内容はベアリングへのグリスアップがメインで、キャスター内に浸入した海水の排出とベアリングの潤滑に欠かせない耐水グリスの入替え・補充です。（仕上げに防錆塗装もしています。）

キャスターは最低でも年に1回はグリスアップを行なわないと、異常磨耗によるベアリングの破損にもつながり、船台を移動できない状態になってしまいます。

消耗品とは言え、キャスターが出来るだけ長く使用できる様なメンテナンスを心がけておりますので、マリナーでのメンテナンスをご希望の方は、お早めにお申し出ください。

■プレジャーボート保険加入のおすすめ

柏崎マリナーでは、ヨット・モーターボートの賠償保険や搭乗者傷害などの保険加入の取次ぎを行なっております。特に、他船との衝突事故や遊泳者との接触による死傷事故に備えて「賠償責任保険」に加入することは、今やマナーでもあり、ご自身を守る手段ともなっております。

「保険は安心の第一歩です!」多くの皆様が保険に加入することによる“団体契約割引”の適用や、自動車保険のような“無事故割引”など各種お得な割引制度もございますので、この機会にぜひご加入をご検討ください。保険料例は以下の通りとなっております。（※5トン未満/100馬力超のモーターボートの場合）

- ① PB 責任保険（1事故当たりの保険金額上限1億円の場合）：23,600円
 - ② PB 責任保険ワイド（PB 責任保険では補償されない部分の補償）：4,000円
 - ③ 搭乗者傷害保険（定員5名、1名あたりの保険金額1,000万円の場合）：13,040円
- 合計保険料 40,640円/年間（※団体割引10%、無事故割引5～20%適用前の金額）
詳しくはマリナーまでご相談ください。

■冬期整備のご依頼について

【快適にお乗りいただくために】

過酷な環境で使用されるボートやヨットを安全・快適にお乗りいただくためには、各部可動の摩耗や経年劣化は避けられないこととして、定期的なメンテナンスを必ず実施するようにしてください。

その際、使用期間やアワーメーター等を考慮してメンテナンスの計画を立てることも大切です。

製造メーカーの発行する取扱説明書等には、点検のポイントや推奨する部品交換の実施時期などについて誰でも分かるよう丁寧に記載されてます。

取扱説明書をお持ちでない方もメーカーのホームページ等で確認できる機種もありますので、是非インターネットなどで検索してお手元にお持ちいただきたいと思います。

オイル交換以外にも必要とされるメンテナンスも沢山ありますが、適期・適時に早めに整備することが結果的に一番コストの掛からない方法と思われますが、皆様はいかがお考えでしょうか。

【冬期整備のご案内】

11月頃より冬期整備（希望者のみ）を予定していますので、整備を希望される方は修理スタッフまでお知らせください。

点検・整備の時期に関しましてはできる限り個々のご要望にお答えしたいと考えておりますが、並行して通常の修理も行っており、緊急性の高いものから順番に取り掛かせて頂く場合もございます。

そのため時間的にお待ちいただくケースもありますことを予めご了承ください。

また、昨今の原材料の価格高騰や輸入材の納期末定などにより、見積額や納期の変更をせざるを得ない場合がありますことも重ねてお願い申し上げます。